

藤沢市立学校の新たな通学区域の設定について（諮問）

藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次の事項について諮問する。

2024年（令和6年）5月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 諮問の相手方

藤沢市立学校通学区域検討委員会

2 諮問内容

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画に基づき藤沢市立学校の通学区域の見直しを行うため、藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱第2条の規定により、諮問する必要による。

参 考

藤沢市立学校通学区域検討委員会設置要綱 抜粋

（所掌事項）

第2条 学区検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に挙げる事項について協議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 市立小中学校の通学区域設定に関する事
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事

2024年（令和6年） 5月16日

藤沢市立学校通学区域検討委員会委員長 様

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

過大規模校解消のための通学区域の見直しについて（諮問）

少子化の進行により全国的には学校の数を減らす対策が進んでいるところですが、本市では0～14歳の年齢区分において転入超過（転入者数が転出者数を上回っている状態）が続いており、その数は、2021年（令和3年）と2022年（令和4年）の2年連続で全国7位となっております。結果として市内の一部の学校において、児童数が著しく増加している状況となっております。

このため、教育委員会では令和5年度に「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」を作成し、2040年（令和22年）の時点で過大規模（31学級以上）となることが見込まれる6小学校のうち、南部の鶴沼小学校、辻堂小学校、鶴洋小学校及び八松小学校並びに北部の六会小学校の過大規模解消に向けて、通学区域の見直しを前提とした取組に着手することにいたしました。

つきましては、貴検討委員会におきまして通学区域の見直しに向けて協議を行い、その結果を答申して下さるよう、ここに諮問します。

以 上